

死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果について

平成24年7月4日
死因究明制度に関するワーキングチーム

1 現状

我が国における死亡数は、人口の高齢化を反映して、近年増加傾向にあり、平成23年の死亡数は126万1千人と推計されている。これは平成14年の死亡数の約1.3倍となっている。

これに伴って、警察における死体取扱数も近年増加傾向にあり、平成23年には17万3,735体（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）に達し、平成14年中の取扱数の約1.4倍となっている。

また、死因を明らかにするための有効な手段の一つである解剖については、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条の規定に基づく監察医による解剖を除けば、大学の法医学教室等に在籍する教授等が、大学における教育・研究の傍らで従事しているというのが実状であり、諸外国に比べてその実施率は低く、平成23年中においても、解剖に付された死体数は1万9,176体（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）であり、警察が取り扱った死体の約11パーセントにとどまっている。

このような中、警察において犯罪性が認められないものとして取り扱った死体のうち、後に犯罪行為による死亡であることが明らかとなった、いわゆる犯罪死の見逃し事案は、平成10年以降、45件発覚している。この45件を分析すると、死因について誤った判断がなされた事案が23件、死因は誤っていないものの犯罪性を見落としした事案が22件となっている。また、45件中、配偶者や親しい知人が被疑者であった事案が36件、睡眠導入剤等の薬毒物が使用された事案が11件となっている。

このような状況を踏まえると、解剖医体制の強化、検視・死体見分の高度化、検案の高度化、死体関連初動捜査力の向上、薬毒物検査の拡充等、我が国における死因究明制度を強化する必要性が認められる。

また、平成23年3月には、未曾有の大災害である東日本大震災が発生し、1万5千人を超える多数の死者が出たことに加えて、被災地を襲った大津波の影響により、身元の確認作業が困難を極めたことから、平素から身元確認のための態勢を整備しておく必要性が認められる。

なお、平成22年7月に内閣府が実施した「犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査」においては、「家族の誰かが亡くなられた場合に、具体的な死因を知りたいと思いますか。」という質問に対して、「知りたいと思う」又は「どちらかといえば知りたいと思う」という回答が全体の96.7パーセントを占めており、死因を究明することに対する国民の関心も高いといえる。

2 経緯

平成22年1月、警察庁に、法医学者、刑事法学者等により構成される「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が設置され、平成23年4月、「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」が提言として取りまとめられた。

同提言を参考とし、我が国の死因究明制度の現状を見るに、この制度に関する諸課題が多岐にわたるものであり、関係省庁が緊密に連携して取り組むべきものであったことから、同年7月に開催された犯罪対策閣僚会議において、内閣官房副長官を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする「死因究明制度に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）が設置され、政府全体として検討を進めていくこととされた。

ワーキングチームにおいては、我が国における死因究明制度の諸課題を解決するべく、①法医解剖制度（仮称）の創設及び法医学研究所（仮称）の設置、②法医学的検査の導入、③解剖医体制の強化、④薬毒物検査の拡充、⑤検案の高度化、⑥検視・死体見分の高度化、⑦身元確認の高度化及び⑧死体関連初動捜査力の向上の8つの検討事項について、関係省庁が緊密に連携し、精力的な検討を行った。

3 ワーキングチームにおける検討結果

(1) 法医解剖制度（仮称）の創設及び法医学研究所（仮称）の設置

死因を明らかにし、犯罪死の見逃しを防止するためには、解剖が有効な手段の一つであり、積極的に実施することが望ましい。

警察等が取り扱う死体についての新たな解剖制度（法医解剖制度（仮称））を創設すること等について検討を進めていたところ、第180回国会において、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「新法」という。）が議員立法によって成立し、死因を明らかにするため特に必要があると認められる場合には、警察署長、海上保安部長等の判断により、遺族の承諾を得ることなく、解剖を実施することができる新たな制度が創設されたことから、今後、同制度を適切に運用することが肝要である。

(2) 法医学的検査の導入

死体から体液や尿を採取し、薬物検査キットに反応させることにより、薬毒物の有無を調べる簡易薬毒物検査や、死体の内部を撮影するCT検査等の法医学的検査は、解剖に至る前の段階において実施することにより、死因又は解剖の要否の判断の一助となるものであり、犯罪死の見逃しを防止するために有効な手段の一つであることから、少なくとも警察等が取り扱う死体については、積極的に実施することが望ましい。

警察が取り扱う死体については、簡易薬毒物検査を実施するための薬物検査キット購入経費（国費51百万円及び補助金116百万円）、CT検査を実施するための画像検査料（国費51百万円及び補助金3百万円）等を平成24年度予算によって措置し、警察においてこれらの積極的な実施を推進している。

また、海上保安庁において、死亡時画像診断経費（3百万円）等を平成24年度予算によって措置するなど、これらの実施に努めている。

なお、法医学的検査については、新法において、警察等が死体を取り扱う際に、死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認められる場合には、警察署長、海上保安部長等の判断により、これらの検査が実施できる旨が明文化された。

(3) 解剖医体制の強化

解剖医体制を強化するためには、現在、解剖の実施を担っている大学法医学教室の体制の充実と、法医学の知識を持つ医師の養成が重要である。

法医学人材養成を行う大学を支援する経費として、東北大学の「法医養成教育プログラムの開発」に47百万円を、長崎大学の「死因究明高度専門職業人養成事業」に77百万円を、平成24年度の国立大学法人運営費交付金（特別経費）の一部からそれぞれ措置するとともに、法医学を含めた基礎医学研究を担う医師の減少に対応するため、「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成」について、同年度の大学改革推進等補助金から200百万円の一部を措置している。

また、死体解剖保存法第8条の規定に基づき、政令で定める地を管轄する都道府県知事は、公衆衛生の向上を目的として監察医を置くことができることとされており、同制度の現状を把握し、今後の検討に資するため、監察医設置都道府県を通じ、同制度に基づく解剖数や解剖を担う監察医数、監察医の処遇等に関する実態調査を実施した。

なお、警察における司法解剖関連経費を増額（平成23年度予算：1,275百万円、平成24年度予算：1,390百万円）している。

(4) 薬毒物検査の拡充

薬毒物検査は、薬毒物使用の有無を判断し、簡易薬毒物検査では検出することができない薬毒物の種類、含有量等を特定することが可能であり、犯罪死の見逃しを防止するために有効な手段の一つであることから、解剖の際に併せて実施することが望ましい。

新法に基づく解剖を実施する際にも、必要に応じて薬毒物検査を適切に実施することが肝要である。

(5) 検案の高度化

死因が診療継続中の傷病と関連したものであるとして死亡診断書が作成される死体以外の死体については、医師による検案が行われることとされており、死因を明らかにし、犯罪死の見逃しを防止するためには、医師の検案能力の向上を図ることが重要である。

警察が取り扱う死体については、警察医が検案を行う機会が多いことに鑑み、都道府県警察と地元警察医会、医師会等との合同研修等を実施し、大学法医学教室の教授による講演、検視官による事例紹介等を通じて、警察医の検案能力

の向上に努めているほか、警察医及び一般臨床医の検案能力の向上を目的とした死体検案講習会事業について、講習会の年間定員を100人から200人程度に増員するとともに、研修内容の更なる充実を図るため、同事業に係る経費を増額（平成23年度予算：5百万円、平成24年度予算：11百万円）している。

また、現在検案を実施している警察医のみならず、法医学の専門的な知見を有する医師から適切な助言を得ることも、犯罪死の見逃しを防止するためには有効であることから、14都道府県警察において、大学法医学教室に在籍する医師による、検視・死体見分への立会いを試行的に実施している。

なお、法医学の専門的な知見を有する医師の養成という観点から、(3)のとおり、法医人材養成を行う大学に対する支援を行っている。

(6) 検視・死体見分の高度化

警察等が死体を取り扱うに当たっては、犯罪行為によるものであるとして、直ちに犯罪捜査を行う場合を除けば、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条に規定する検視又は死体見分による死体の外表検査が行われることとなる。

警察においては、検視・死体見分に関して専門的な知見を有する検視官の増員を進めており、平成24年4月1日現在、全国で304人を配置しているほか、検視官が死体取扱現場に臨場できない場合でも、リアルタイムで現場から送られてくる映像を検視官が確認し、適切な指示を行うことができる「検視支援装置」の配備を進めている。

また、海上保安庁においては、海上保安部署に検視等を行う鑑識官の配置を進めている。

さらに、検視及び解剖の結果、犯罪行為によるものではない死亡と判断された場合における事務を合理化する方向で、関係省庁において検討を行っている。

(7) 身元確認の高度化

死体の状態により身体特徴、所持品等から身元確認が困難な場合には、DNA型又は歯科所見から身元の特定に努めているところである。

このような場合において迅速・的確な身元確認を実施するため、現在、警察において行っている身元不明死体の情報と行方不明者の情報との対照の仕組みに、DNA型や歯科所見の情報を付加することによる身元確認の高度化について検討を進めている。

さらに、歯科所見を身元確認に活用するためには、これを実際に取り扱う歯科医師に対する歯科法医学教育や研修が必要であることから、歯科法医学教育の強化に関する各大学の取組を促進しているほか、都府県警察と地元歯科医師会等との合同研修会を実施し、歯科所見の記載方法、災害時の身元確認方法等について、歯科医師の能力向上及び警察との連携強化に努めている。

また、海上保安庁において、社団法人日本歯科医師会と協定を結び、歯牙鑑定等による身元確認の充実に努めている。

さらに、平成24年4月に取りまとめられた「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」において、災害時の歯科保健対策や法歯学に関する出題の更なる充実を図り、歯科医師の資質向上を促進していく必要があると報告されたところ、平成24年度中に予定している歯科医師国家試験の出題基準の改定については、同報告を踏まえて行うこととしている。

(8) 死体関連初動捜査力の向上

犯罪死の見逃しを防止するためには、関係者からの事情聴取、裏付け捜査、各種照会等の初動捜査を徹底し、犯罪性の有無を総合的に判断する必要がある。

このため、警察庁において、通達を発出するなどし、初動捜査を徹底するよう都道府県警察に対して指示しているほか、海上保安庁において、海上保安部署に初動捜査を行う鑑識官の配置を進めている。

また、保険金目的殺人事件等を確実に認知するためには、迅速な保険加入状況の照会が重要であることから、より多くの照会に対して、より迅速に回答を得られる制度の構築に向けて、社団法人生命保険協会と検討を重ねた結果、従来の照会方法に加えて、警察からの照会に対して同協会が一元的に対応できるシステムについて、平成25年度からの運用を目指すこととなった。

4 おわりに

ワーキングチームにおける検討の結果、3のとおり、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、死因究明等の実施体制の充実等については、更にこれを推進していく必要性が認められるところ、今後、死因究明及び身元確認の推進に関する施策について、その在り方を横断的かつ包括的に検討し、及びその実施を推進するため、死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき内閣府に死因究明等推進会議が設置されることから、同会議において本検討結果が活用されることを期待したい。